

農業者及び農地所有者の皆様へ

7月25日からの大雨災害関連書類の送付について

この度の大雨により被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。
農林水産業に関する災害関連書類を送付しますので、被害のあった方は、書類の提出をお願いいたします。

被害のなかった方はいずれの書類も提出不要です。

別紙1 のメニューが活用できそうな方は **別紙2** をご提出ください。

●大雨被害に対する農業支援の要望調査

別紙1 7月25日からの大雨被害に対する緊急対策メニュー(案) ※8月2日現在

別紙2 【要望調査票】大雨被害に対する緊急対策農業支援

参考 多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金による災害復旧について
→**別紙1**のうち、「小規模農地等災害緊急復旧対策」に代わって、これらの交付金を活用できる場合がありますのでご参考ください。

※自家用作物は除きます。

経営所得安定対策交付対象ほ場に被害のあった方のみご提出ください。

●令和6年度経営所得安定対策交付対象ほ場 被害申出書

→記載内容を確認の上、「被害の状況」及び「収穫の見込み」にチェックしてご提出ください。

●提出期限 8月23日(金)

●提出場所 余目町農協 生産指導係、庄内たがわ農協 新余目支所・立川支所営農課



証拠書類となり得るものは、必ず保存しておくようにしてください。

- ・被害状況が分かる写真
- ・工事(復旧作業)中の写真
- ・日付、場所、請求書 など

申請の際に必要な場合があります。